

利用
できる
サービス
は？

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

要介護1～5／要支援1・2／総合事業対象の人が利用できるサービス
(介護給付／予防給付／介護予防・生活支援サービス事業)

在宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

※利用者の負担は原則として、ここに記載された費用のめやすの1割、2割、または3割となります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。

通所して利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス 	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む 要介護1～5 6,672円～11,640円	介護予防・生活支援サービス事業 (P25参照) の「通所型サービス」として、デイサービスが利用できます。通所型サービス施設で、日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的サービス (栄養改善、口腔機能向上、生活機能向上グループ活動など) を提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) (共通的服务) ※送迎、入浴を含む 要 支 援 1 ▶1か月18,231円 要 支 援 2 ▶1か月36,716円 (選択的サービス) 栄 養 改 善 ▶1か月 2,028円 口 腔 機 能 向 上 (I) ▶1か月 1,521円
	通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防 通所リハビリテーション 	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む 要介護1～5 7,749円～14,024円	介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス (栄養改善、口腔機能向上) を提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) (共通的服务) ※送迎、入浴を含む 要 支 援 1 ▶1か月23,065円 要 支 援 2 ▶1か月42,998円 (選択的サービス) 栄 養 改 善 ▶1か月 2,034円 口 腔 機 能 向 上 (I) ▶1か月 1,525円

選択的サービスを利用できます

通所型サービス、介護予防通所リハビリテーションには、利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用できる選択的サービスがあります。

栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えんじ下機能を向上させる訓練などを行います。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス 	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。 ■サービス費用のめやす 身体介護(20分以上30分未満) ▼ 2,491円 生活援助(20分以上45分未満) ▼ 1,827円 ※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助 ▼ 990円 ※移送にかかる費用は別途自己負担	介護予防・生活支援サービス事業(P25参照)の「訪問型サービス」として、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスが受けられない場合等に利用できます。 ■サービス費用のめやす(月単位の定額) 週1回程度の利用 要支援1・2 ▼ 1か月12,006円 週2回程度の利用 要支援1・2 ▼ 1か月23,983円 週2回程度を超える利用 要支援2のみ ▼ 1か月38,052円 ※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※乗車・降車等介助は利用できません。
訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護 	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす 12,925円	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。 ■サービス費用のめやす 8,739円
訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション 	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 3,132円	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 3,030円
訪問看護 介護予防訪問看護 	疾患等を抱えている人に対して、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▼ 4,808円 病院または診療所から(30分未満) ▼ 4,073円	疾患等を抱えている人に対して、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▼ 4,604円 病院または診療所から(30分未満) ▼ 3,900円

介護サービス、介護予防サービスが利用できます——

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
居宅での暮らしを支える	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師が行う場合 ▼ 5,150円(1か月に2回まで)	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師が行う場合 ▼ 5,150円(1か月に2回まで)
	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 - 車いす - 車いす付属品 - 特殊寝台 - 特殊寝台付属品 - 床ずれ防止用具 - 体位変換器 - 手すり（工事をとみなわないもの） - スロープ（工事をとみなわないもの） - 歩行器 - 歩行補助つえ - 認知症高齢者徘徊感知機器 - 移動用リフト（つり具の部分を除く） - 自動排泄処理装置（原則として要介護4・5の人のみ） ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 - 手すり（工事をとみなわないもの） - スロープ（工事をとみなわないもの） - 歩行器 - 歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します（年間〈4/1～3/31〉10万円までの購入費に対して、その9割、8割、または7割を上限に支給）。 - 腰掛け便座 - 入浴補助用具 - 自動排泄処理装置の交換可能部品 - 簡易浴槽 - 移動用リフトのつり具の部分 - 排泄予測支援機器 ■「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。購入前に用具販売業者の指定店であることを確認してください。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します（年間〈4/1～3/31〉10万円までの購入費に対して、その9割、8割、または7割を上限に支給）。 - 腰掛け便座 - 入浴補助用具 - 自動排泄処理装置の交換可能部品 - 簡易浴槽 - 移動用リフトのつり具の部分 - 排泄予測支援機器
		住宅改修費支給 介護予防 住宅改修費支給 	

短期間入所する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護 	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき） 要介護1～5 ▶ 6,132円～8,990円 ●短期入所療養介護 介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき） 要介護1～5 ▶ 8,416円～10,667円 ●特定短期入所療養介護 （難病やがん末期の要介護者が利用した場合） 4時間以上6時間未満 9,399円	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき） 要 支 援 1 ▶ 4,586円 要 支 援 2 ▶ 5,705円 ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき） 要 支 援 1 ▶ 6,215円 要 支 援 2 ▶ 7,848円
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	介護予防 特定施設入居者生活介護 	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要介護1～5 ▶ 5,495円～8,243円	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要 支 援 1 ▶ 1,855円 要 支 援 2 ▶ 3,173円

施設サービス ※要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ■サービス費用のめやす（1日につき） （多床室の場合） 要介護1～5 ▶ 5,972円～8,831円	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上
	介護老人保健施設（老人保健施設） ■サービス費用のめやす（1日につき） （多床室の場合） 要介護1～5 ▶ 8,041円～10,261円	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院 ■サービス費用のめやす（1日につき） （多床室の場合） 要介護1～5 ▶ 8,446円～13,942円	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※食費、居住費、日常生活費は別途負担します（食費、居住費についてはP15参照）。
 ※設備や人員体制、処遇により加算があります。

住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給

心身の機能が低下した高齢者の家庭内での安全を確保するため、また介護者の負担を軽減するために住宅改修を行う場合は、20万円までの工事費に対してその費用の9割、8割、または7割を支給限度額として支給します。給付の対象となるのは以下の改修です。

着工前に支給申請書を提出して着工許可を受けていない場合、助成金の支給が受けられません。着工前申請を忘れずに！

①手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。



- 便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付ける、いわゆる建築工事とみなされない手すりは「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

②段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げる工事です。通路等の傾斜の解消も含まれます。



- 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。また、掃き出し窓、縁側と地面との段差解消も対象となります。
- 取り付け工事をとみなされないスロープや段差解消機は「福祉用具の貸与」で、浴室用のすのこは「福祉用具購入費の支給」で利用できます。
- 階段昇降機やホームエレベーターは対象となりません。

③滑りの防止、移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する／浴室の床を滑りにくいものへ変更する／通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

- 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。
- 階段床面にカーペットを張りつけたり取り外すことは、目的が「滑り防止」であれば、どちらも対象となります。
- 滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象となりません。

④引き戸などへの扉の取り替えなど

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えや撤去のほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。



- 自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。
- 門扉も対象となります。
- 重い戸を軽くする改修も対象となります。
- 引き戸等の新設が扉位置の変更等に伴って費用が安く抑えられる場合に限り、引き戸の新設も対象となります。

⑤洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器(暖房便座、洗浄機能付きも含む)へ取り替える工事です。



- 洋式便器の向きを変える工事も対象となります。
- すでに洋式便器の場合は、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替えることはできません。
- 据え置き型の腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

- 手すり取り付けのための下地の補強
- 浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)にともなう給排水設備工事、スロープの設置にともなう転落防止柵の設置
- 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えにともなう壁または柱の改修
- 便器の取り替えにともなう給排水設備工事(水洗化工事を除く)、床材の変更

何度も利用できるの?

利用限度額(20万円)に達するまで何度も利用できますが、利用限度額に達した後は利用できなくなります。ただし、要介護状態区分が3段階以上上がった場合(たとえば、要介護1が要介護4になった場合)は、再度住宅改修費の申請が認められます。また、転居した場合も、あらためて申請できます。

介護保険で住宅改修するときの注意

1 信頼できる 工事業者を選ぶ

地域の評判などを聞いて、高齢者向けの住宅に詳しく良心的な工事業者を選びましょう。複数の業者から見積もりをとるなど、比較検討も大切です。

2 専門家の意見を 聞く

本人の心身の状態をよく知る医師や理学療法士、作業療法士といった専門家や、福祉住環境コーディネーターなどに、必要な住宅改修についてアドバイスを受けるとういでしょう。

3 こんなときは「住宅改修費」の 対象になるの?

- 新築または増築工事は対象となりません。
- 「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行ったときは、対象部分の抽出、ぶんぶん 適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。
- 本人や家族などが自ら改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

申請に必要な書類

着工前

- ◆住宅改修費支給申請書
- ◆住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類(ケアマネジャー等が記入します)
- ◆工事費見積書
- ◆工事前後図面(赤色で日常生活動作の確認できる線を記入します)
- ◆日付入りの改修前写真
- ◆住宅所有者の承諾書(改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は必要です)

完成後

- ◆住宅改修工事完了報告書
- ◆日付入りの改修後写真
- ◆領収書(宛名は被保険者氏名でお願いします)



申請書類ワンポイント

見積書には支給対象の工事箇所別に番号をつけ、図面と写真にもそれぞれ見積書につけた番号をつけて書類を整えてください。

着工後に支給対象となる工事の内容を変更したり、増やす場合には、事前に変更内容を市に連絡して許可を得てから施工してください。許可のない変更工事については助成が受けられません。

※住宅リフォーム助成制度もありますので、別途お問い合わせください。 問い合わせ先 商工観光課

介護サービス、介護予防サービスが利用できます——

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。そこで、要介護1～5、要支援1・2の人のために地域の実情に合わせて美濃加茂市が整備する「地域密着型サービス」が導入され、以下のようなサービスが行われます。

住みなれた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ ■サービス費用のめやす(1日につき) (ユニット数1の場合) 要支援2～要介護5 7,716円～8,710円	認知症高齢者が、共同生活する住宅でスタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などを受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護 ■サービス費用のめやす(1か月につき) 要介護1～要介護5 126,585円～319,419円	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
	地域密着型通所介護 ■サービス費用のめやす(7時間以上8時間未満) 要介護1～要介護5 7,635円～13,303円	定員が18人以下の小規模な通所介護です。

その他にも地域密着型サービスの種類には下記のものがありますが、美濃加茂市では現在はありません。今後、利用需要を把握し、必要と考えられるサービスの整備をしていきます。

住みなれた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活の緊急時の対応が受けられます。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。